

**MMP G 誠志会**  
全国研究発表大会出場!

目指せ 優勝☆

誠志会では、その研究活動を発表するために、年に1度、各ブロックの代表が  
出場して成果を競う全国大会を開催しています。

当社が属する「九州会」ブロック代表として、当社の**樫橋信一**と**久家美佐子**  
が全国大会に出場します! 研究テーマは「診療報酬データベースを用いた行為  
別分析の活用」。これは、診療行為を分析し診療所の経営状態の改善につなげ  
るというものです。全国大会は来月4月2日に大阪で行われます。

精一杯頑張りますので、応援よろしくお願いいたします!!



※誠志会とは・・・当社が加入しているメディカル・マネジメント・プランニング・グループ (MMPG) で作っている組織で会員事務所職員のコン  
サルテーション技能の向上と会員間の交流促進を図るべく、日本全国を地域別に8ブロックに分け、各ブロック単位で研究活動を行なっておりま  
す。当社は約20事務所が所属する「九州会」ブロックに所属しております。

**MMP G九州会福岡県支部主催**  
**セミナー開催報告**



去る2月20日、MMPG福岡県支部主催医業経営セミナー『平成22年度診療報酬改定の  
概要と経営対応』が開催され、九州各地から医療関係者、コンサルタントなど200名が集  
まりました。中林先生のわかりやすく丁寧な講義に、参加いただいた皆様は大満足の様子。  
開催後に実施したアンケートでは、参加者の95%が「今後の業務に活用できそう」と答え、  
即実務に活かせる充実した内容のセミナーとなりました。今年度も、MMPGでは様々なテ  
ーマでセミナーを開催する予定です。ご興味のある方は是非ご参加ください。今後のスケジ  
ュール、その他セミナーに関するお問い合わせは経営コンサルティング部津上 (ツガミ) ま  
でお願い致します。

**セミナー開催のお知らせ**

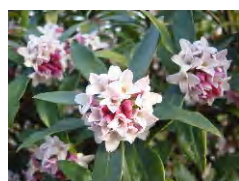
医業経営セミナー  
これからの医業承継  
～大切な病院・診療所をまもりたい～  
日時：4月7日(水) 19:30～21:30  
場所：ソラリア西鉄ホテル (福岡市中央区天神 2-2-43)  
講師：佐々木 直隆、市川 隆志  
参加申込・お問い合わせ先：経営コンサルティング部 津上

先月お知らせいたしました  
佐々木総研グループホームペ  
ージリニューアルオープ  
ンは4月1日に延期いたします。  
情報盛りだくさんのページを  
ただいま全力で作成中ですので  
しばらくお待ちください。



発行 株式会社佐々木総研

〒805-0021 北九州市八幡東区石坪町10番13号  
TEL093 (651) 5533 FAX093 (652) 2550  
発行者 佐々木 直隆 編集 広報委員会  
平成22年3月



3月号のイメージの花：沈丁花



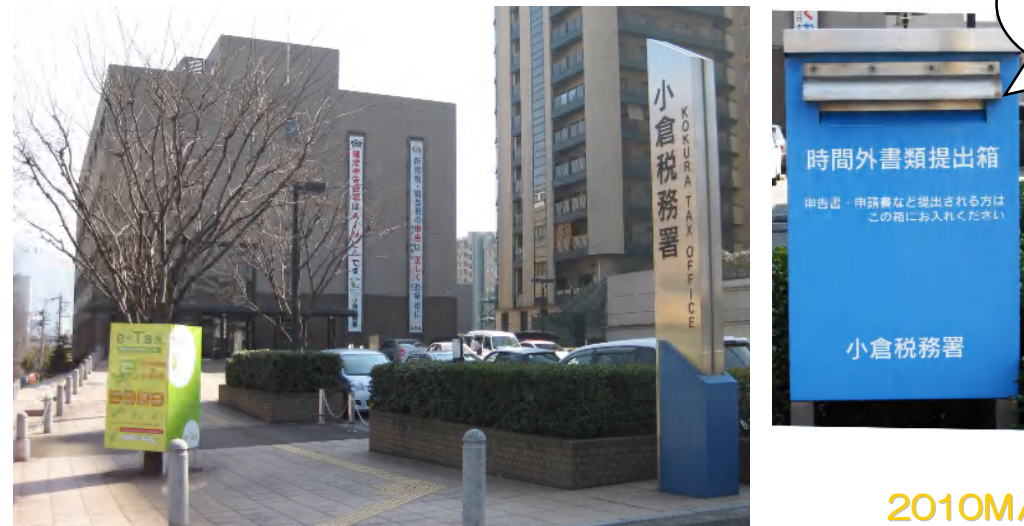
創業1972年 時代とともに生きる企業づくりへの架け橋

**COSMOS**

こ す も す

**小倉税務署トリビア**

税務署開庁時間外に申告書を  
出すときはこのポストに入れます。  
ポストの色はやっぱり青!



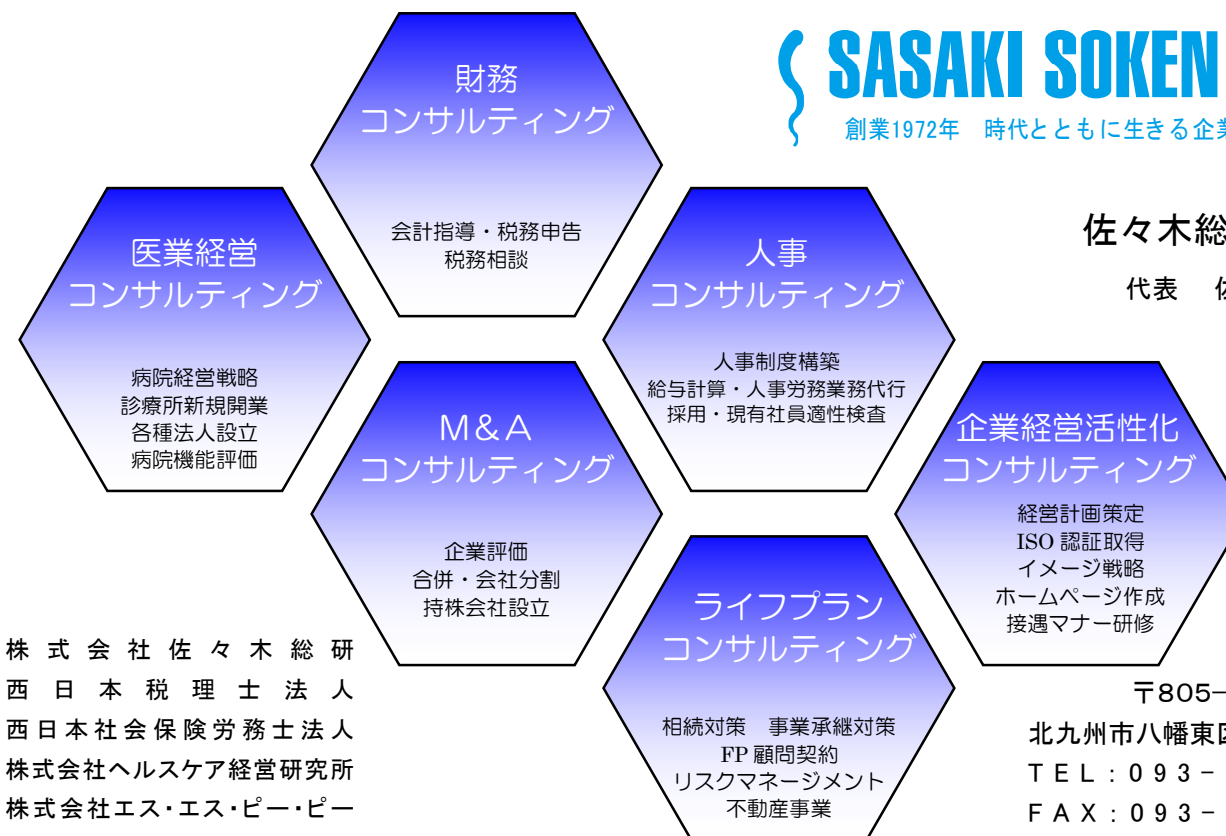
撮影場所 / 小倉税務署

2010MAR No.110  
SASAKI SOKEN GROUP

**SASAKI SOKEN GROUP**  
創業1972年 時代とともに生きる企業づくりへの架け橋

佐々木総研グループ

代表 佐々木 直隆



株式会社佐々木総研  
西日本税理士法人  
西日本社会保険労務士法人  
株式会社ヘルスケア経営研究所  
株式会社エス・エス・ピー・ピー  
株式会社タクト

〒805-0021  
北九州市八幡東区石坪町 10-13  
TEL : 093-651-5533  
FAX : 093-652-2550  
URL : http://www.sasakigp.co.jp

編集後記

今朝、通勤途中でどこからか漂ってくる沈丁花の香りを感じました。

「沈丁花 いまだに咲かぬ 葉がくれの

くれなゐ蕾 (つぼみ) 匂ひこぼるる」(若山牧水)

沈丁花は、12月には花芽ができて寒い時期を3カ月ほど過ごして開花  
するため、春到来を告げる代表的な花です。最近のように温暖化が進  
んでくると、季節感にメリハリがなくなり、四季の移り変わりに鈍感  
になってしまったような気がします。

今日は、ちょっと遠回りして春のにおいを探しながら帰ろうかな。

## 平成22年度診療報酬改定

今年4月に平成22年度診療報酬改定が実施されます。それにより患者さんの窓口での一部負担が多少変わることになります。

一部負担金は、診療所の外来ではほとんど変わらないと思いますが、小規模の病院においては多少負担が増えることが考えられます。これは、小規模病院の再診料が上がったためです。

今回の制度改定で、一番、皆さんに関係することは、「**明細書の発行**」です。一部の医療機関を除いて、発行が義務付けられます。

「**明細書**」とは、**診療した内容を細かく示すもの**です。たとえば、検査をしたときには、今までは領収書には検査の項目だけでしたが、その検査の内容、どんな検査をしたのかまで出てきます。

「診察に行っ、同じことをしているのに、支払金額が違うのは何故?」と受付に問い合わせがあり、対応に困って「そういう決まりになっています。」と答えるしかないという話をよく耳にしていましたが、今回の改定で、これまで「領収書」に「医学管理等」と言う項目で点数が記入されていたものが、「明細書」によってその内容まで明らかになるので、以前より判り易くなることでしょう。

その場合、『〇〇指導料』や『△△管理料』と言う言葉が記載されて来ます。

今後は受付の方に、「『〇〇指導料』、『△△管理料』って何?」、「『□□検査』ってどういう検査なの?」等、自分の受けた診療の内容に関して聞いてくる患者さんも増えると予想されます。受付の方も今まで以上に勉強が必要になってきます。

この「明細書」ですが、大きさがA4サイズくらいになりそうです。診療の度に「領収書」と「明細書」を貰っていると結構溜まってくるとは思いますが、「明細書」に関しては発行を希望しない場合には、申し出れば発行されなくなります。

薬局でお薬を貰う際にも、「薬剤の説明書」を貰いますし、受診やお薬を貰う度に紙ばかり増えてしまいます。同じ病気で長く受診し、お薬も変わっていない等で、要らないと思われる方は、医療機関の受付にお申し出ください。

この「明細書」ですが、発行する目的は、医療保険の支払側(国保や保険組合等の保険者)が、患者さんに自分の診療の内容を知ってもらい、重複した検査や投薬等を無くし、医療費を節約しようと言うものです。皆さんも賢い患者さんになりましょう。

診療所コンサルティンググループ 医療経営コンサルタント 柳瀬 賢吾

## 医療費控除

毎年、春が近づいてくると、なにやら忙しそうなる人が増えるのに気づいたことはないですか。

そう、私どもにとって師走より多忙な「確定申告」シーズンの到来です。そして確定申告は「会社員だから、自分には関係ない」と思っている人でも、申告により支払った医療費が戻ってくることもあります。(納めた税金の範囲内です。)

以下は医療費控除の概略です。

医療費控除とは、本人や家族の分を含めて、1年間に自己負担した医療費が一定額を超えると、確定申告をすると税金が戻ってくる制度です。ただ難しいところがあり、医療費が控除対象になるか、ならないかが分かりにくいところです。

【医療費控除の対象についての基本的な考え方】

- ・治療に基づくものか(予防や美容目的ではない)
- ・医師の所見や判断によるものか

【療費控除の対象にならないもの】

美容整形費 未払いの医療費 本人の都合で使用した差額ベッド代 予防接種代 見舞客の接待費 スポーツクラブの会員費 マイカーによる通院費(ガソリン代など) 人間ドック(異常なしの場合) 診断書の作成費用 入院中の身の回り品購入費 出産のための里帰り交通費 妊娠判定薬 うがい薬代 血圧計代 ビタミン剤・栄養ドリンク剤(自己判断によるもの) 美容のための歯列矯正 など

【計算式】

『支払った医療費』－『保険金などで補てんされる金額』  
－『10万円(所得金額200万円以下の場合は所得金額の5%)』  
＝控除金額

※なお、分娩手当、高額医療費の払い戻し分などは対象となりません。

【還付を受けるための準備】

病院や薬局の領収書や交通費の明細、タクシーの領収書などを整理しておきましょう。

市販薬や物品の購入時は、治療に必要な費用であることを証明するため、できれば医師に一筆書いてもらうようにしましょう。

戻ってくるお金の使い道を考えつつ、楽しみながら準備するとよいですね。

財務コンサルティンググループ グループ長 甲斐 茂

## お金の流れは明確に

まず相続というと、亡くなった方の財産の精算をする税金を思い浮かべます。いわゆる相続税のことです。

この相続税の申告期限は亡くなってから10ヶ月という期間があり、ゆっくり取り掛かれますので、相続人は葬儀、その後の法事をしていくと同時に、亡くなった方の諸々の手続きをしていくこととなります。手続きとは、名義変更でしたり、解約、処分、受給申請という作業ですが、ほとんどの方は、この作業でまずストレスを感じられるかと思います。

亡くなった方がかかわっていた各機関、例えば銀行、証券会社、生命保険、損害保険会社、NHKや公共機関等と、それぞれ手続き処理をするにあたっての連絡、その後の書類作成、添付資料が煩雑だからです。

次に財産を一覧にする作業があります。その中で例えば、金融機関にある財産を例にしますと、亡くなった時点で残っていた額が、その方の最後の財産額ということになります。

ところが、遡ってみると亡くなった方から配偶者、子供、孫へとお金が移転していることもあります。移転するときには、金融機関や税務署が門番のように、「これはできる、できない」と意見を述べることはありませんので、あまり気にもせず資金を動かしていることがあります。

しかし、相続が起きますとそのことが問題となります。厳密に言えば、贈与ではなかったのか、もともとは亡くなった方のものだったのではなかったのかと見做されたりするからです。

通帳を3年から5年くらい遡って動きをみていって確認をしていく作業があります。そこでまたストレスを感じられると思います。

多くの相続の方がよくおっしゃいます。「一人一人が亡くなるということは、こんなに大変なことなのですね」

良かれと思ってしたことが、結局は残された方が困るというのでは何にもなりません。贈与であれば贈与契約書、贈与申告をしておくなど、まとまったお金の流れは明確にしてその都度とるべき対策をしておきたいものです。

～FPコンサルティンググループはおお客様の資産を守り、増やし、リタイアメント収入を確保、賢い節税と円滑な相続をプランニングいたします～



FPコンサルティンググループ グループ長 FP 和田 悦子

## 協会けんぽ 保険料率引上げへ

全国健康保険協会(協会けんぽ)は都道府県ごとに設定されている健康保険の保険料率を全国平均で8.20%から9.34%に引き上げることに決定しました。新しい保険料率は国の認可を得て正式に決定される事になりますが、今年3月分(4月納付分)から適用されることとなります。具体的な都道府県別(一部抜粋)の健康保険料率(介護保険料除く)としては下記の通りです。

都道府県	変更前	変更後(今年3月分以降～)
福岡県	8.24%	9.40%
佐賀県	8.25%	9.41%
長崎県	8.22%	9.37%
熊本県	8.23%	9.37%
大分県	8.23%	9.38%
宮崎県	8.23%	9.34%
鹿児島県	8.22%	9.36%
沖縄県	8.20%	9.33%
山口県	8.22%	9.37%

景気の悪化に伴い、給支給額の減少や賞与の減額、もしくは不支給等の事情もあり、保険料収入が大きく落ち込む一方、医療費の支出が増えたことにより、協会けんぽの財政が悪化したことによる保険料の引上げとの事ですが、上記の通り、大幅な健康保険料の引上げとなります。3月分から新しい保険料率が早速適用されますので、給与計算ご担当の方は社内へのアナウンスを含め、注意が必要です。

### 介護保険料率についても引上げ

健康保険料率の引上げと同時に、全国一律で設定されている介護保険料率が、平成22年3月分(4月納付分)から、1.50%(現在は1.19%)に改定されることとなりました。40歳から64歳までの被保険者の方は、健康保険料に加えて介護保険料率も改定されますので、こちらもご注意ください。

保険料増加額の目安(※福岡県での目安です。)

月収(税引き前)	本人負担分(増加額)	40歳か64歳までの(介護保険料を含んだ増加額)
40万円	月2,378円	月3,014円
30万円	月1,740円	月2,205円
20万円	月1,160円	月1,470円

保険料は事業主と従業員が折半負担しますので、料率の引上げで事業主負担分も増えることとなります。

今後の協会けんぽの財政の状況によっては、更なる引上げも想定されるため、今後も注視していく必要があります。

人事コンサルティンググループ 社会保険労務士 石井 洋